

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」について

平成22年8月

労働基準局労災補償部労災管理課(木暮康二課長) [担当]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
	1	2	3	4	5	6	7	8
施策大目標 分野	労働条件の確保改善	安全・安心な職場作り	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	勤労者生活の充実を図ること	パートタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就労及び家内労働者の適正な就業環境を整備	安定した労使関係等の形成を促進すること	個別労働紛争の解決の促進を図ること	労働保険適用徴収業務の適性かつ円滑な実施を図ること

施策中目標

2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

施策中目標 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

## (関連施策)

特になし。

## (予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

(項)社会復帰促進等事業費:被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費(全部)

(項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費:独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金  
に必要な経費(全部)

(項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費:独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備  
に必要な経費(全部)

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

## (施策小目標)

(施策小目標1) 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

## (予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	197,089	190,315	187,007	※2 186,038	173,013
(決算額)(百万円)	(※1)	(※1)	(178,195)	(173,357)	

\*上記予算額には、独立行政法人労働者健康福祉機構の運営費交付金及び施設整備費が含まれています。

※1：平成18年度、平成19年度については、当該施策毎の決算額を算出しておりません。

※2：平成21年度については、補正後予算額です。

### 3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

---

#### (1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

---

- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）により、
- ・第1条において、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること
  - ・第2条の2において、「労働者災害補償保険は、＜中略＞業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされています。

#### (2) 現状分析（施策の必要性）

---

- 労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として必要な事業を行っています。
- 労災保険においては、被災労働者の稼働能力のてん補が重要ですが、保険給付のみでは被災労働者の個別具体的な事情（介護、石綿関連疾患の診断、リハビリテーション等）に対応することが困難であるので、保険給付と同様に事業主の責任で適切な措置を講ずる必要があります。
- 各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施しています。（施策小目標1関係）

#### (3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

---

- 行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）により、労働福祉事業（現在の社会復帰促進等事業）について、徹底的な見直しを行うよう指摘を受けました。
- 平成18年度以降、各事業の必要性について徹底的な精査を行っており、改善しています。

#### 4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

##### (指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	社会復帰促進等事業において 成果目標を達成した事業の割合（目標達成事業／全事業） ※社会復帰促進等事業のうち、 成果目標を達成できなかった 事業等改善の余地のある事業 を参考統計に加え、当該事業に ついては掘り下げて分析を行 う。 （社会復帰促進等事業の個別 事業の評価等については、以下 のホームページからご覧いた だくことができます。）	75.3%	77.8%	74.5%	55.8%	集計中
<b>【調査名・資料出所、備考等】</b> ・ 労働基準局労災補償部調べ（平成21年度分は平成22年11月に数値が出る予定） <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hukki.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hukki.html</a>						

##### (指標の分析：有効性の評価)

○本指標について、平成20年度においては、評価対象事業52事業のうち、目標を達成した事業は29事業でした。平成17年度以降、目標の達成率は前年度と同水準が続いていましたが、平成20年度においては目標管理を厳格にしたことから、減少したものと考えられます。

この結果を踏まえ、引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要であると考えます。

##### (効率性の評価)

○各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、各事業の廃止も含めて適切な見直しを行っています。

- ・平成20年度：評価対象事業52事業のうち、4事業を廃止
- ・平成19年度：評価対象事業55事業のうち、6事業を廃止
- ・平成18年度：評価対象事業63事業のうち、15事業を廃止
- ・平成17年度：評価対象事業77事業のうち、8事業を廃止

### （今後の方向性）

○今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うことで、効率的な事業の実施に努めます。

## 5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

### （1）施策小目標1「被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」関係

#### （指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労災ケアサポート事業（本事業の利用者から介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価（％）） （目標値（21年度は90％）以上／毎年度）	89.5	91.1	99.1	95.7	96.3
達成率（実績値／目標値×100）		111.9%	113.9%	123.9%	106.3%	107%
2	石綿関連疾患診断技術研修事業（研修受講者からの「有意義であった」旨の回答率（％）） （80％以上／毎年度）	—	—	—	—	96
達成率（実績値／目標値×100）		—	—	—	—	120%
3	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金（目標を達成	9	9	9	8	7

した事業の数（件） （全事業／毎年度）					
達成率（目標達成事業／事業数）	100%	100%	100%	88.8%	87.5%
【調査名・資料出所、備考等】					
・ 労働基準局労災補償部調べ					

## （事務事業等の概要）

### ○労災ケアサポート事業

本事業は、（財）労災サポートセンターが実施しており、在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図っています。

### ○石綿関連疾患診断技術研修

医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施しています。

- ・ 石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について
- ・ 石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について
- ・ 石綿小体（※）計測実習について

※「石綿小体」とは、石綿繊維の表面に鉄質蛋白が付着して亜鈴状のような形をしたもの。石綿繊維と異なり位相差顕微鏡でも見やすいので石綿ばく露の良い指標とされている。

- ・ 労災補償制度について

### ○独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金

労働者の業務上の負傷または疾病に関する療養には、職場・職業と疾病・負傷との関連を深く知ることが重要であり、予防・治療からリハビリテーション、職場復帰に至る一貫した観点から捉える必要があることから以下の事業を実施しています。

- ・ 総合せき損センター、医療リハビリテーションセンター、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター及び労災看護専門学校の設置及び運営
- ・ 産業保健推進センターの設置及び運営
- ・ 労災リハビリテーション作業所の設置及び運営
- ・ 納骨堂の設置及び運営

## （評価と今後の方向性）

### ○労災ケアサポート事業（別表１－１参照）

本事業の利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る（平成20年度、21年度）ことができました。

今後は、調達方法について、他主体の参入可能性を高める一方、重度被災労働者に対する訪問支援や労災年金制度に係る専門的な相談・支援というサービスの特性からも、高い専門性と信頼性を有する事業主体を引き続き選定していく必要があることから、今後、一般競争入札の総合評価方式による応札方式や分割調達の可能性等について検討し、より経費の削減に取り組んでまいります。

#### ○石綿関連疾患診断技術研修（別表1－2参照）

医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とすることができました。今後も、医療従事者に対し本研修を実施することが重要であることから、必要に応じて研修内容等の改善に努めながら継続して事業を実施してまいりたいと考えております。

#### ○独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金（別表1－3参照）

事業の効率化、交付金の縮減等の観点から、平成21年度末をもって、海外勤務健康管理センターや労災リハビリテーション工学センターの廃止を行うなど事業の見直し等に努めており、今後も、①労災リハビリテーション作業所の縮小廃止、②産業保健推進センターの集約化により、一層の効率化を図ってまいります。

また、運営費交付金はなく自前で運営している労災病院については、平成17年度以降、毎年目標を達成し、平成20年度においても、患者満足度82.5%、高額医療機器を用いた受託検査数29,713件、患者紹介率53.1%と目標を達成しておりますが、「産業医や労災指定医療機関等から診療や産業医活動を実施する上で有用であった評価80%以上」という目標のみ、実績が76.8%と目標を達成できませんでした。

本目標については、平成19年度において70%以上という目標に対し、実績が77.4%であったことから、平成20年度においては、更なる目標として「80%以上」に引き上げたものの達成できなかったというものです。

今後においても、事業の効率化や利用者のさらなる満足度の向上に努めるなど、なお一層の改善を進めてまいります。

\*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

## 6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
随 時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに公表しています。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html">http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html</a>	

## 7. 評価結果の政策への反映の方向性

### (1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持減額）
- ・見直しをせず、現状維持

### (2) 税制改正要望について

なし。

### (3) 機構・定員について

なし。

### (4) 指標の見直しについて

なし。

## 8. 有識者の知見の活用について

有識者1名にご覧いただき意見をいただく予定です。

## 9. 参考



本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

### 3 関係

○行政改革の重要方針について

[http://www.soumu.go.jp/iken/051227\\_01.html](http://www.soumu.go.jp/iken/051227_01.html)

## 10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（Ⅲ－３－２）

別表1－1 「労災ケアサポート事業」（事業評価シート）

別表1－2 「石綿関連疾患診断技術研修事業」（事業評価シート）

別表1－3 「独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金事業」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
Ⅲ-3-2	労働基準局 労災補償部 労災管理課 (労災管理課長：木暮康二)	Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること		＜施策中目標に係る指標＞												
					社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合	前年度以上/ 毎年度	87.5% (20年度) 【-%】										
					※社会復帰促進等事業のうち、成果目標を達成できなかった事業等改善の余地のある事業を参考統計に加え、当該事業については掘り下げて分析を行う。												
施策小目標1	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災診療費審査体制等充実強化対策費</li> <li>・労災ケアサポート事業経費</li> <li>・高齢被災労働者対策費</li> <li>・労災関係等調査研究</li> <li>・石綿確定診断等事業</li> <li>・石綿関連疾患診断技術研修事業</li> <li>・新規労災年金受給者支援経費</li> <li>・独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金</li> </ul>		＜施策小目標に係る指標＞													
				社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合	前年度以上/ 毎年度	87.5% (20年度) 【-%】											
				※社会復帰促進等事業のうち、成果目標を達成できなかった事業等改善の余地のある事業を参考統計に加え、当該事業については掘り下げて分析を行う。													
評価予定表						備考											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	実績	モニ		
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	実績	モニ													

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-3-2-(1)		別表1-1				
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名	労災ケアサポート事業経費			事業開始年度	昭和52年度			
担当部局・課室名 作成責任者	労働基準局労災補償部労災保険業務課（植松弘 労災保険業務課長）							
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号							
関係する通知、計画等	—							
予算体系	(項)社会復帰促進等事業費 (大事項)被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (目)社会復帰促進等事業委託費							
実施方法	□直接実施							
	■業務委託等（委託先等：財団法人 労災サポートセンター）							
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）							
	□貸付（貸付先： ） □その他（ ）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	2/11	常勤役員数	1/1	非常勤役員数	1/10 (内監事1名)	監事等	1/1
	職員総数	438 (他非常勤職員 46人)	内、官庁OB	96 (他非常勤職員1 人)	役員報酬総額	40百万円 ※報酬額は21年度実績 役員数10人(合併前の報 酬額を含む)	官庁OB役員 報酬総額	36.2百万円 ※報酬額は21年度実績 役員数9人(合併前の 報酬額を含む)
	積立金等の額	1,912百万円	内訳	退職給付引当資産(1,089百万円) 役員退職給付引当資産(1百万円) 支払資金準備資産(723百万円) プログラム開発準備資産(47百万円) 安心生活等積立資産(27百万円) 入居敷金資産(18百万円) 寄附金積立資産(7百万円)			今後の 活用計画	(役員)退職給付引当資産：(役員)職員の退職金の支払いに充てる。 支払資金準備資産：労災特別介護施設の円滑な運営を図るための支払資金の不足及び物価変動等に伴う運営資金の不足に充てる。 プログラム開発準備資産：入居費管理システム及び会計処理システム等の更新等に充てる。 安心生活等積立資産：賠償責任保険等が適用されない事故により被害を被った入居者等に対する補償及び入居者の福祉の増進に充てる。 入居敷金資産：敷金を預かった入居者の未納入居費等に充当又は退去時に返還する。 寄附金積立資産：入居者の相続人等からの寄附金であり、潤いのある入居生活等に要する経費に充てる。
	目的 (何のために)	在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護等を図ることを目的とする。						
対象 (誰/何を対象に)	労災年金受給者及びその家族							
事業/制度概要	各都道府県に活動拠点を設け、全国に点在する労災年金受給者及びその家族に対して次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師又は介護士（労災ケアサポーター）による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する重度被災労働者の障害・傷病に適応した介護を行う労災ホームヘルパーの養成及び紹介 ④ 労災年金受給者に対する専門的な相談・指導							
コスト	平成22年度予算額			人件費				
	事業費	222 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	632 百万円			担当正職員	632,149 千円	99 人	
総計	854 百万円		臨時職員他		千円	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	1,531,349千円		—				
	H19(決算上の不用額)	183,620千円		—				
	H20(決算額)	1,506,962千円		—				
	H20(決算上の不用額)	91,342千円		—				
	H21(予算(補正込))	1,443,230千円		—				
	H21(決算見込)	1,387,064千円		—				
H22予算	854,155千円		—					
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	社会復帰促進等事業委託費 854百万円 (内事業費 222百万円)							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-3-2-(1)		別表1-1		
事業評価シート						
予算事業名		労災ケアサポート事業経費		事業開始年度		昭和52年度
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労災補償部労災保険業務課（植松弘 労災保険業務課長）				
事業/制度の 必要性		<p>労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対して、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。</p> <p>このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである（介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等）。</p> <p>また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいとか、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発生しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、一人暮らしの者も相当数いることから、看護師等による専門的な支援が必要である。</p> <p>22万3千人を超える労災年金受給者は、日本の産業の発展に尽くす中で被災された方々と殉職された被災労働者のご遺族である。中でも、傷病・障害等級が1～3級の被災労働者は、重度の身体的な障害を負っているものであり、その数は約3万人に上り、その約7割は60歳以上の高齢者という状況で、健康や介護に関する深刻な問題が生じており、これらの労災年金受給者の生命・生活維持に必要な援護を図ることは、国の責務と考えている。</p>				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		—				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		本事業は企画競争による選定を経て、民間委託しているもので、事業の実施に当たっては、地方労働局、労働基準監督署及び労災特別介護援護事業の受託事業者等との連携により実施しているものである。				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	労災年金受給者及びその家族に対して、訪問・巡回支援を年間3万件以上実施する。	件		32,915	39,802	39,682
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	本事業の利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る（平成20年度、21年度）	%			95.7 【106.3%】	96.3 【107%】
	本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る（平成19年度）。	%		99.1 【123.9%】		
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。 適宜アウトプット 指標に言及)		アウトカム指標のとおり、本事業の利用者の相当数から有用であった旨の評価を得ていることから、重度被災労働者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、看護師等による専門スタッフによる訪問支援等が適切に行われた。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な 事業とする観点から) (担当部局案)	調達方法について、他主体の参入可能性を高める一方、重度被災労働者に対する訪問支援や労災年金制度に係る専門的な相談・支援というサービスの特性からも、高い専門性と信頼性を有する事業主体を引き続き選定していく必要があることから、今後、一般競争入札の総合評価方式による応札方式や分割調達の可能性等について検討する。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—				
特記事項 (事業/制度の沿革、 これまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達成 のための関連事業 等)		<p>(予算の削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業について過去より厳しく精査しており、平成18年度以降平成22年度までの5年間に於いて、平成17年度予算に対して、11.3億円(▲57.0%)の削減。</li> <li>平成22年度においては、重度被災労働者に対する看護師等による訪問支援に重点化(巡回指導の廃止)を図り、前年度予算に対して、5.9億円(▲40.8%)削減し、労災特別介護援護事業と合わせて2割予算削減を実施。</li> </ul> <p>(調達の見直し)</p> <p>平成18年度まで随意契約としていたものを、平成19年度に公募方式に移行し、さらに、平成21年度より企画競争を実施。</p>				

\* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ－３－２－（２）		別表１－２			
<b>事業評価シート</b>							
予算事業名		石綿関連疾患診断技術研修事業		事業開始年度		平成18年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室（補償課長 河合智則）					
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第2号					
関係する通知、計画等							
予算体系		(項)社会復帰促進等事業費 (大事項)被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要なる事業 (目) 諸謝金、社会復帰促進等事業委託費					
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施					
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：（独）労働者健康福祉機構）					
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）					
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	2/7 常勤役員数	2/6	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2
	職員総数	14,251 内、官庁OB	2	役員報酬総額	86,489千円	官庁OB役員報酬総額	34,017千円
	積立金等の額	－	内訳	－	今後の活用計画	－	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	医療関係者に対し、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見の読影・検索方法や労災補償上の取扱い等について研修を実施することにより、医療関係者による労災請求の勧奨等を通じて、被災労働者の援護を図るため。					
	対象 (誰/何を対象に)	呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者					
	事業/制度内容 (手段、手法など)	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対して石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図るための研修を実施する必要があるもの。					
コスト	平成22年度予算額		人件費				
	事業費	21 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費	2 百万円		担当正職員	千円		人
総計	23 百万円	臨時職員他		2,313 千円	169	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	16					
	H19(決算上の不用額)						
	H20(決算額)	24					
	H20(決算上の不用額)						
	H21(予算(補正込))	35					
	H21(決算見込)	33					
H22予算	23						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	諸謝金28千円、委託費23,092千円						

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-3-2-(2)			別表1-2		
事業評価シート							
予算事業名		石綿関連疾患診断技術研修事業		事業開始年度		平成18年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室（補償課長 河合智則）					
事業/制度の 必要性		石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する必要がある。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		不明					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		不明					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		研修対象人数	人	1019	1264	705	
	予算執行率		%	47.5	83.3	92.9	
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		受講者からの「有意義であった」旨の回答率	%	—	—	96	
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		受講者からの「有意義であった」旨の回答率の実績は96%であり、石綿関連疾患診断技術研修事業は有効な役割を果たしたと考えられる。					
今 後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	迅速かつ適正な労災補償を行うためには、引き続き医療従事者に対する石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図ることが重要であるため、現行の事業を継続して実施する。					
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		不明					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		なし					

\* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

事業評価シート

予算事業名		独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金		事業開始年度		平成16年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労災補償部労災管理課長 木暮康二						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号、同項第2号、同項第3号、同項第7号及び同項第8号						
関係する通知、計画等		独立行政法人労働者健康福祉機構中期目標（第2期） （平成21年2月27日厚生労働省発基労第0227008号）						
予算体系		(項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (大事項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費 (目)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金						
実施方法		■直接実施						
		□業務委託等（委託先等：）						
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）						
		□貸付（貸付先：） □その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	2/7	常勤役員数	2/6	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2
	職員総数	14,251	内、官庁OB	2	役員報酬総額	86,489千円	官庁OB役員 報酬総額	34,017千円
	積立金等の額	—	内訳	—	今後の 活用計画	—	—	—
事業/ 制度 概要	目的 (何のために)	療養施設（※）、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図り、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする（※労災病院は、国費の支出なく運営しているため除く）。						
	対象 (誰/何を対象に)	被災労働者、産業保健関係者等						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合せき損センター、医療リハビリテーションセンター、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター及び労災看護専門学校の設置及び運営</li> <li>・産業保健推進センターの設置及び運営</li> <li>・労災リハビリテーション作業所の設置及び運営</li> <li>・納骨堂の設置及び運営</li> </ul>						
コスト	平成22年度予算額（自己収入含む）		人件費					
	事業費	7,787 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	6,874 百万円		担当正職員	6,874,492 千円	698	人	
	総計	14,662 百万円		臨時職員他	千円		人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	11,208	—					
	H19(決算上の不用額)	226	—					
	H20(決算額)	10,319	—					
	H20(決算上の不用額)	347	—					
	H21(予算(補正込))	10,694	—					
	H21(決算額見込)	9,989	—					
H22予算	9,477	—						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	運営費交付金 9,477百万円							
事業/制度の 必要性	<p>労働者の業務上の負傷または疾病に関する療養には、職場・職業と疾病・負傷との関連を深く知ることが重要であり、予防・治療からリハビリテーション、職場復帰に至る一貫した観点から捉える必要がある。また、近年新たに顕在化してきたアスベスト関連疾患やメンタルヘルスの領域を含め、その診断・治療法確立のための研究・開発は喫緊に取り組まなければならない課題である。</p> <p>加えて、その予防法や診断・治療法について事業場の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等に対し、産業保健推進センターを通じ、情報提供や研修等を行うことで、労働者の健康の保持増進を図るとともに、既に罹患している労働者が治療をしながら離職することなく職業生活を続けられる環境をつくっていくことは、人的社会資源を有効に活用する意味からも重要な施策であり、本事業は必要不可欠である。</p>							
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	他の主体による類似の事業はない。							
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	—							

事業評価シート

予算事業名		独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金	事業開始年度	平成16年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労災補償部労災管理課長 木暮康二				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		労災疾病等に係るモデル予防情報等のデータベースへのアクセス件数	件	130,638	216,117	270,204
		勤労者予防医療センターにおける過労死予防の指導人数	人	157,032	156,762	159,308
	産業保健推進センターにおける産業保健関係者からの相談件数	件	13,725	13,770	26,042	
予算執行率			%	98.0	96.7	93.4
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 (80%以上)	%	85.0% 【106.3%】	84.8% 【106.0%】	80.7% 【100.9%】
		勤労者予防医療センターの利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価 (70%以上/H19年度、70%以上/H20年度、75%以上/H21年度)	%	90.6% 【129.4%】	88.0% 【125.7%】	91.8% 【122.4%】
		産業保健関係者からの相談について有益であった旨の評価 (80%以上)	%	98.3% 【122.9%】	99.0% 【123.8%】	99.7% 【124.6%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット指標に言及)		<p>独立行政法人による事業であるため、独立行政法人通則法に基づき、独立行政法人評価委員会の評価を受けている。</p> <p>(厚生労働省独立行政法人評価委員会平成20年度評価結果(抄))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労災疾病等に係る研究開発については、アスベストやメンタルヘルスなどの労災疾病等13分野全てにおいて取りまとめられた研究成果を国内外の学会発表、論文、講演会及び冊子・出版物等において積極的に普及を図り、国内外において高い評価を得た。インターネットアクセスは、平成20年度において20万件を超え、目標を大幅に上回る等、中期計画以上の実績を上げたことは評価できる。今後は、外部研究費の獲得を図るなどにより当該分野の研究開発の成果について外部からより高い評価を得られるよう、より一層の努力を期待する。</li> <li>・勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、利用者ニーズを踏まえ、時間外、休日の指導・講習会の実施及び企業等への出張指導・講習会等の実施により、利用者の利便性や、指導・相談の質の向上にも積極的に取り組んだ結果、利用者満足度調査で高い評価を受け、中期目標を上回る実績を上げたことは評価できる。今後は、過労死予防の推進について、機構の社会における更なる貢献のあり方を明らかにしつつ、研究成果についても国際的な評価が得られるよう、より一層の取組を期待する。</li> <li>・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、MSW(メディカルソーシャルワーカー)等の活用により社会復帰を促進し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が中期目標の80%を上回る実績を上げる一方、患者満足度も高い数値をあげたことは評価できる。今後ともより一層、地域との連携を密にしつつ患者個々の状況に応じた職場・自宅復帰を進めることを期待する。</li> <li>・リハビリテーション施設の運営については、社会復帰率が中期目標25%に対し、32.6%と大きく上回り、退所者の受け入れ先確保も行いつつ作業所及び在所者数の縮小を行っていることは評価できる。今後も、整理合理化計画等を踏まえ、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止に計画的に取り組むことを期待する。</li> <li>・産業保健関係者に対する研修又は相談については、小グループによる事例検討、実地研修などの工夫を施したほか、休日・時間外、外部会場での実施及び相談員の全センターの配置などの取組を行い、各事業の利用者満足度について80%を上回り、中期目標を達成した。また、ホームページを通しての情報提供については、内容の充実により、アクセス件数が平成20年度で約134万件、中期目標期間において約450万件に達するなど、中期計画を大幅に上回ったことは評価できる。</li> </ul>				
今後の方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする観点から) (担当部局案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災リハビリテーション作業所の縮小廃止 (23年度末に1施設廃止。残る作業所も入所者の退所先を確保しつつ順次廃止)</li> <li>・産業保健推進センターの集約化 (平成25年度までに47拠点を1/3程度まで順次集約化し、併せて、交付金の縮減、職員の削減を推進)</li> </ul>				
	平成23年度予算の方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)		ドイツ、フランス、スウェーデン及びアメリカにおいて、公的機関が職場への早期復帰を目指した各種リハビリテーションや労働災害・健康障害予防事業等の産業保健サービスを実施している。				
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度末 広島・北海道の労災リハビリテーション作業所を廃止</li> <li>・平成20年度末 海外巡回健康相談事業を廃止</li> <li>・平成21年度末 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターを廃止</li> </ul>				